

市議会の流れ

定例会は年に4回（3・6・9・12月）開催され、次の流れで行われます。

本会議1日目（初日）

【会期の決定、議案の提案説明、一部即決】

議案の提案者（市長等）が内容について説明します。申し合わせなどにより、一部の議案は初日に即決します。

本会議2・3・4日目

【代表質問】

各会派から1名代表して、市長の予算案大綱説明及び所信表明・施政方針に対して質問します。質問時間の制限はなく、一括方式（質問回数3回）で行っています。

【一般質問】

各議員が市政全般について、事務の執行状況や方針等について質問をします。質問時間は30分（現在は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため20分）で、一括方式（質問回数3回）と一問一答方式（質問回数無制限）で行っています。なお、発言通告一覧表を傍聴者に配布しています。

本会議5日目（通称：中日）

【議案に対する質疑^①、委員会付託^②、一部即決】

議案に対する質疑を行った後、議案の審査を所管の委員会へ付託します。申し合わせなどにより、委員会への付託をしない議案は、中日で即決します。

常任委員会・特別委員会

【委員会審査】

付託された議案について、専門的かつ能率的な審査を行い、委員会として賛成・反対を決定します。

本会議6日目（最終日）

【委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論^③、採決^④】

各常任委員会や特別委員会の委員長が、委員会での審査結果などを報告し、議員はその報告に対して質疑を行うことができます。その後、議案について「賛成」「反対」どちらかの立場で議員が意見を述べ、討論を行います。最後に採決をし、議案に対する議会としての最終的な意思を決定します。



①質疑

議題となっている案件に対して、分からないところをたずねること。

（本会議において、同一議題につき、同一議員ができる質疑は3回までです。）

②付託

議会の議決を要する事件について、議会の議決に先立って、詳しく検討を加えるために、所管の委員会へ審査を委託すること。

③討論

採決の前に、議題となっている案件に対して、賛成か反対かの自己の意見を表明すること。

（討論は、案件に対して反対する人から行います。）

④採決

議長が宣告した案件に対して、議員が賛成・反対の意思表示をして、可否を決定すること。